

多様な支援事例でつかむ

自治体が直面する高齢者 身元保証問題の突破口

地域特性を踏まえたおひとりさま政策の提言

自治体のライフエンディング政策を
サポート！

民間事業者の「身元保証等高齢者サポート事業」を
紹介しつつ、自治体の困難事例を整理・分類し、
自治体独自の支援事例や民間との事例を豊富に
提示。

高齢者の
身元保証をめぐる
課題対応時に、
類似課題とその支援例を
把握できる
政策提言型事例解説書。

高齢者の
実証実験を基に日本総合
研究所がデジタル技術を
活用し開発した、
取組事例を登載。



沢村 香苗 [著]

(株式会社日本総合研究所
創発戦略センター スペシャリスト)

A5判・182ページ
定価2,640円（本体2,400円+税10%）

著者プロフィール

東京大学文学部卒業、東京大学大学院医学系
研究科健康科学・看護学専攻博士課程単位取
得済み退学（保健学博士）。研究機関を経て、
株式会社日本総合研究所入社。精神保健福祉士。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

1 日本ライフ協会の破たんで注目された「身元保証等高齢者サポート事業」

日本ライフ協会の事業内容と破たん

2016年4月27日、公益財団法人日本ライフ協会（以下、日本ライフ協会）は大阪地裁から破産開始決定を受けた。日本ライフ協会は「みまもり家族事業」として、家族に負担をかけたくない、あるいは家族の支援を受けられない高齢者や障がい者に対して、「家族の役割を果たす終身サポートシステム」を提供していた。具体的には生活支援として、身元保証人になると、万一の時の事務手続きを支援すること、日常生活の支援、夜間・休日等の救急支援、施設等への入所（入院）、移動その他の支援、その他の希望に応じた随時支援、電話等安否確認支援を提供していた。また葬式支援業務として葬儀支援、墓地・納骨支援、墓地管理及び墓参支援、墓石撤去・遺骨管理支援、お布施の支払支援を提供していた。つまり、高齢者が医療サービスや介護サービスを利用しながら生活し亡くなるまで、また亡くなったら後は家族・親族が行なってきたことをそのままサービス内容としていた。

2002年に事業を開始し、2010年に内閣府公益認定を受けた「公益財団法人」となったことで信頼感が高まり、破産時点での会員は1,992名、全国に事務所を17か所構えるほどに事業を拡大させていた。

9

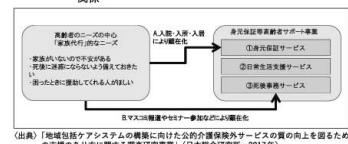
136

には連帯保証人、身元引受人という表記がなされていることもある。近しい親族であれば、手続きの際に「ご家族の方のお名前もここにお願いします」といわれるまま書類に署名し、それが何を意味しているかについて意識することもないかもしれません。身元保証人を求める側も、既定の書類にその欄があるから誰かの名前がないと困るというレバレッジであり、何のために身元保証人が必要なのかまで深く考えていない場合も多くある。一方で、何もいわずに名前を書いてくれるような人がいる場合は、何の保証をするかも定まっていない（いい換ればすべてを保証することになりかねない）。身元保証人は誰かに依頼することは至難の業となる。

高齢者のニーズは身元保証人ではなく家族代わり

身元保証等高齢者サポート事業と、高齢者のニーズを図示したものが図表5-1である。身元保証等高齢者サポート事業は、身寄りのない高齢者と、その高齢者に対してサービスを提供する事業者のニーズを受け徐々にサービスが形づくられたものである（第1章1参照）。高齢者がこの事業の利用を考えるのは、大きく①入院・入所・入居で身元保証人を求められたが頼める人がいない、②身寄りがないので死後の手続きをする人がいない、ということがきっかけである。この2つは違うことのように見えるが、その根本は同じで、身近に手助けする人がおらず不安を抱えており、実際に不便が生じる可能性も高いということである。その不便というのが、①身元保証人と②死後の手続きであり、ついで日常生活があるため、現在の身元保証等高齢者サポート事業のサービス内容となっているのである。身元保証人としてサインをしてくれるだけでは、保証人を

■図表5-1 身元保証等高齢者サポート事業と、高齢者のニーズの関係



のニーズも満たすことはできない。両死後まで高齢者に伴走する存在を求めて

図表を用い、
ポイントを
わかりやすく
解説！

所できない」は問題の氷山の一角
っかりに、医療機関や介護施設に対
て高齢者からは「身元保証人がいないこ
とはならない」旨の通知が発出された。

の意思決定のガイドラインの作成によっ
て、住まいに関する居住支援が
り、国土交通省は標準条例（案）を改正し、公営住宅の

1)「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年6月3日医政能発0003第1号）

137

目 次

はじめに

序 章 身元保証問題とは

- 1) 狹義の身元保証問題
- 2) 広義の身元保証問題

（個・孤のライフ・エンディング問題における身元保証人の役割）

第1章 高齢者の「身元保証」問題とその背景

- 1) 日本ライフ協会の破たんで注目された「身元保証等高齢者サポート事業」
- 2) 身元保証等高齢者サポート事業を利用するは誰か
- 3) 自治体が身元保証問題に直面するとき（事例を中心に紹介）

第2章 自治体の現状と課題

- 1) 地域によって異なる人口・世帯の状況
- 2) 孤立死への取組は多くの自治体が実施
- 3) 身元保証に関する自治体の特徴的な取組
- 4) 自治体のこれから課題

詳細・お申し込みはコチラ



第一法規

検索

CLICK!



キ リ ト リ 線

申込書（第一法規刊）

多様な支援事例でつかむ 自治体が直面する高齢者身元保証問題の突破口 —地域特性を踏まえたおひとりさま政策の提言—

●定価 2,640円（本体2,400円+税10%） [コード 078717]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL
E-mail□公用
□私用

@

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
■FAX.0120-302-640

書店印